

一般社団法人  
日本医工ものづくりコモンズ定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本医工ものづくりコモンズという。

2. 英語名は、Commons for Medicine and Engineering Japan (COME Japan) と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、医工連携のプラットフォームを構築して、医工連携の「知」の結集・発信と人材育成を基盤に、臨床現場の課題（ニーズ）立脚型の医療機器の研究開発・事業化を推進すること  
で、医療・医学及び医療機器産業及び関連する製造業の発展に寄与し、その成果は日本国から広く世界に発信し、人類の健康と幸福の維持に貢献するための医工連携の実現を目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医工ものづくりによる医療機器開発の支援事業
- (2) 医工ものづくりに関する情報の共有、発信、交換、交流事業
- (3) 医工ものづくりに関する人材育成事業
- (4) 医療機器開発のための安全性有効性の評価支援事業
- (5) 医療機器の臨床応用を目的としたガイドラインの支援事業
- (6) 医工ものづくりに関する書籍・機関誌その他印刷物の発行
- (7) 医工ものづくりに関する研究会等の開催
- (8) その他前条目的を達成するために必要な一切の事業

第3章 会員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に定める社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体
- (3)協力会員 この法人の目的に賛同し、この法人が行う事業に有形・無形の協力をするため入会した個人

### (入 会)

第6条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、当法人所定の入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
3. 理事長は、前項の申し込みがあったときは、入会を拒絶する正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4. 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第7条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人の死亡及び失そう宣告を受けた場合、並びに会員である団体が消滅及び解散したとき。
- (3)継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

### (退 会)

第9条 会員は、当法人所定の退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、これを除名することができる。

- (1)この定款に違反したとき。
  - (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### (会員資格喪失に伴う退会者抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### (正会員の権利)

第12条 正会員は、一般法人法に定められた権利を有するものとする。

## 第4章 社員総会

### (種別)

第13条 社員総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2. 前項の社員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

### (総会の構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2. 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

### (総会の権能)

第15条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散及び合併
- (3)事業の全部又は一部の譲渡
- (4)会員の除名
- (5)事業報告及び収支決算の承認
- (6)役員を選任及び解任
- (7)解散における残余財産の帰属先
- (8)その他運営に関する重要事項

2. 社員総会の議事の要項及び決議事項は、会員に通知又は公示する。

### (総会の開催)

第16条 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2)社員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

### (総会の招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
3. 社員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。但し、書面表決又は電磁的方法による書面表決を行う場合は、社員総会の2週間前までに社員に通知しなければならない。
4. 書面による招集にかえて、社員の承諾を得て、電磁的方法により社員総会を招集する通知を発することができる。

(総会の議長)

第 18 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、副理事長が議長となる。

(総会の決議)

第 19 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数にあたる多数をもって行う。なお、社員は電話又はインターネット等を利用した電話会議による出席も認められる。

2. 前項の規定にかかわらず、以下の決議については総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1)定款の変更
- (2)合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (3)会員の除名
- (4)監事の解任
- (5)解散及び残余財産の帰属の決定
- (6)その他法令で定められた事項

3. 社員総会における決議事項は、第 17 条第 3 項 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(総会での表決権等)

第 20 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2. 社員は、委任状その他代理権を証明する書面を理事長に提出して、他の社員である代理人によってその議決権を行使することができる。なお、社員の承諾を得た場合、委任状は電磁的方法により提出することもできる。

3. 理事会において社員総会に出席しない社員が、書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。

4. 前項の規定により表決した社員は、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

5. 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 21 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会があったものとみなす。

(総会の議事録)

第 22 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
  - (2)正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3)審議事項
  - (4)議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5)議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。
3. 作成した議事録は、事務所に 10 年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した社員総会の決議の省略の意思表示を記載した書面、第 20 条 2 項に規定する委任状その他の代理権を証明する書面及び第 20 条 3 項に規定する議決権行使書についても同様とする。

## 第 5 章 役員

(種別及び定数)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3 人以上 30 人以内
  - (2)監事 1 人以上 3 人以内
2. 理事のうち 1 人を理事長、1 人以上 3 人以内を副理事長とする。
3. 必要に応じて専務理事、常務理事を若干名置くことができる。
4. 本条第 2 項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。し、副理事長並びに専務理事、常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む）の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4. 一般法人法第 65 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第 25 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行、総理する。

- 2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3. 専務理事及び常務理事が置かれたときは、理事長を補佐し、この法人の事業を分担執行する。
- 4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の

業務を執行する。

5. 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

監事はいつでも、理事および事務局に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告しなければならない。

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

6. 役員の報酬は原則としてないものとする。但し、実費については精算を行う。

#### (任期等)

第 26 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員が第 23 条に定める定数に足りなくなるとき、又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### (欠員補充)

第 27 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第 28 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (取引の制限)

第 29 条 理事は、次にかかげる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1)自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3)この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 30 条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損賠賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

## 第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他この法人の運営及び業務執行の決定
- (4)理事長、副理事長及び理事の選定及び解職
- (5)事業計画及び収支予算の承認
- (6)事業報告及び収支決算、計算書類等の承認
- (7)入会金及び会費の額
- (8)借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9)事務局の組織及び運営
- (10)その他法律によって理事会決議事項と定められている事項

(理事会の開催)

第 33 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

2. 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。但し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

2. 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(理事会の議決)

第36条 理事会の決議は、決議について特別利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。なお、理事及び監事は電話又はインターネット等を利用した電話会議による出席も認められる。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。但し、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。
3. 理事、監事が理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要及び議決の結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。
3. 作成した議事録は、事務所に10年間備え置かなければならない。36条2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

(理事会規則)

第38条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める規則による。

## 第5章 資産

### (構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、社員総会の承認を得て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

### (会計)

第42条 この法人の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2. この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の承認を得た上で定時社員総会において報告するものとする。
3. 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の承認を得て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の承認を得なければならない。

(予算の追加及び更生)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の承認を得て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、速やかに理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を得なければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金)

第 50 条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、社員総会の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 52 条 この法人は一般法人法に定められた事由によるほか、社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散、清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(合 併等)

第 54 条 この法人は社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

## 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、電子公告により行う。  
URL は「<http://www.ikou-commons.com>」とする。

## 第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 56 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。  
2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 57 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 58 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の承認を得て、理事長がこれを定める。

## 第 11 章 附則

1. この定款は、この法人設立の登記の日から施行する。
2. 第 43 条の規定にかかわらず、この法人の最初の事業年度は、設立の日から平成 25 年 8 月 31 日までとする。

3. この法人の設立初年度、次年度の事業計画及び予算は、第 44 条、第 49 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。なお、これを変更する場合は理事会の承認で足りる。